

万が一の交通事故に備えよう！

3月3日から加入受付

平成20年度

# 根室市市民交通傷害共済

## 交通傷害共済制度とは

市民一人ひとりが会費を出し合い、交通事故に遭われてケガ等をされた方に見舞金を給付し、市民相互で助け合う共済制度です。

根室市に、住民登録または外国人登録をしている方であれば、どなたでも加入できます。

## 見舞金基準額表

等級	傷害の程度	金額
1等級	死亡の場合	100万円
2等級	実日数入院治療期間9カ月以上	50万円
3等級	実日数入院治療期間6カ月以上	40万円
4等級	実日数治療期間6カ月以上	24万円
5等級	実日数治療期間5カ月以上	20万円
6等級	実日数治療期間4カ月以上	16万円
7等級	実日数治療期間3カ月以上	12万円
8等級	実日数治療期間2カ月以上	8万円
9等級	実日数治療期間1カ月以上	5万円
10等級	実日数治療期間2週間以上	3万円
11等級	実日数治療期間1週間以上	2万円
12等級	実日数治療期間1週間未満	1万円

※実日数治療期間とは、入院・通院または往診に要した日数をいいます。

※共済運営委員会の決定により、事故内容によって減額して支給される場合があります。

**Q 共済期間は？**  
A 平成20年4月1日(年度途中加入の方は加入承認の日)

**Q 会費の金額は？**  
A 一般は六百円、小・中学生・高校生・乳幼児は四百円です。  
※生活保護世帯の会費は、市で負担します。  
※準要保護世帯の会費は、半額を市で負担します。



**Q 加入の申し込みの方法は？**  
A 平成20年度会員は、3月3日より加入受付を開始します。

会員台帳は、各学校等(幼稚園・保育所児童・小中学校・高校生)から配布され、町会加入の方は各町会で配付されます。会員台帳に氏名等記入し、会費を添えて学校・町会等に申し込みをしてください。

町会未加入者の方は、市役所(窓口3番)、歯舞・厚床支所の窓口で直接申し込みをしてください。

日)から平成21年3月31日までです。

## 交通事故でトラブルを抱えてしまった時は…

### ○市民相談

場所 市役所第2庁舎市民相談室  
日時 月曜日～金曜日 10:00～17:00  
(祝日・年末年始を除く)  
料金 無料  
受付 来庁および電話で受付

### ○弁護士無料法律相談

場所 市役所第2庁舎市民相談室  
日時 毎月第4金曜日 10:00～16:00  
(7月は第3金曜日・12月は実施されません)  
料金 無料  
※申込先 市民相談室に電話申込みが必要。  
定員(10名)になり次第締め切ります。

市民相談室 ☎(23)6111番内線2441